

掛川市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成25年3月27日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
名 称 特定非営利活動法人とうもんの会
所在地 掛川市山崎233番地
- 2 委託した使用料
遠州南部とうもんの里総合案内所の使用料
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで